

入院時食事療養費について

当院は入院時食事療養費（Ⅰ）の届出に係る食事を提供しています。

管理栄養士によって管理された食事を
適時（朝食：午前8時、昼食：午後0時、夕食：午後6時）
適温で提供しています。

【70歳未満の方】

所得区分	自己負担区分	過去12カ月の入院日数	食事負担金
住民税課税世帯	区分ア～エ	—	1食 550円
住民税非課税世帯	区分オ	90日まで	1食 270円
住民税非課税世帯	区分オ	90日以上	1食 220円

【70歳以上の方】

所得区分	自己負担区分	過去12カ月の入院日数	食事負担金
住民税課税世帯	現役並み所得者・一般	—	1食 550円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	90日まで	1食 270円
住民税非課税世帯		90日以上	1食 220円
住民税非課税世帯	低所得Ⅰ	—	1食 130円

食事療養費の「食数」の取扱いについて

- 食事療養費は、1食単位で1日3食を上限として算定します。
- 医学上の必要により1日4回以上に分けて提供した場合も、算定は1日3食までです。
- 経管栄養（濃厚流動食）の場合も、同様に1日3食を上限として算定します。
- 経管栄養を1日2回で提供する場合でも、医師による「1日給与量」の指示があるときは、1日3食として算定する場合があります。

ご不明な点は、医事課へお尋ねください。

入院時生活療養費について

当院は入院時食事療養費（Ⅰ）の届出に係る食事を提供しています。

管理栄養士によって管理された食事を
適時（朝食：午前8時、昼食：午後0時、夕食：午後6時）
適温で提供しています。

【65歳未満の方】

所得区分	自己負担区分	過去12カ月の入院日数	食事負担金
住民税課税世帯	区分ア～エ	—	1食 550円
住民税非課税世帯	区分オ	90日まで	1食 270円
住民税非課税世帯	区分オ	90日以上	1食 220円

【65歳以上で医療区分2・3の方】

所得区分	自己負担区分	過去12カ月の入院日数	食事負担金
住民税課税世帯	現役並み所得者 一般 区分ア～エ	—	1食 550円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ・区分オ	90日まで	1食 270円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ・区分オ	90日以上	1食 220円
住民税非課税世帯	低所得Ⅰ	—	1食 130円

【65歳以上で医療区分1の方】

所得区分	自己負担区分	過去12カ月の入院日数	食事負担金
住民税課税世帯	現役並み所得者 一般 区分ア～エ	—	1食 550円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ・区分オ	—	1食 270円
住民税非課税世帯	低所得Ⅰ	—	1食 160円

食事療養費の「食数」の取扱いについて

- 食事療養費は、1食単位で1日3食を上限として算定します。
- 医学上の必要により1日4回以上に分けて提供した場合も、算定は1日3食までです。
- 経管栄養（濃厚流動食）の場合も、同様に1日3食を上限として算定します。
- 経管栄養を1日2回で提供する場合でも、医師による「1日給与量」の指示があるときは、1日3食として算定する場合があります。

ご不明な点は、医事課へお尋ねください。